

## 理学部 1 号館クライオ透過型電子顕微鏡施設利用規則

教授会制定：令和 4 年 2 月 1 6 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、理学部 1 号館クライオ透過型電子顕微鏡施設（以下「施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものである。

(施設の範囲)

第 2 条 施設の範囲は以下とする。

- (1) クライオ透過型電子顕微鏡システム (Thermo Fisher Scientific Glacios-UTN)
- (2) 上記に付属される機器
- (3) 理学部 1 号館地階 B178 室に付属される設備

(利用用途の範囲)

第 3 条 施設は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に利用することができる。

- (1) 利用が、学術あるいは科学技術の発展を目的とすること。
- (2) 利用が、データ販売等の営利を目的とするものではないこと。
- (3) 利用が、本学の研究業務遂行上重大な妨げとなるおそれがないこと。

(利用者の条件)

第 4 条 利用者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 理学系研究科生物科学専攻で活動する研究プロジェクトの研究員
- (2) 東京大学の教職員および学生
- (3) その他理学系研究科長（以下「研究科長」という。）が認めた者

(利用の申請手続き)

第 5 条 施設を利用しようとする者は、年度毎に、別に定める利用申請書を研究科長に提出しなければならない。

2 本施設の利用を希望する者は、施設を維持管理する者（以下「施設管理者」という。）が指定する講習会を受講するものとする。

3 講習会の受講には、所定の受講料を支払うものとする。

(利用の承認)

第 6 条 研究科長は、前条の規定による申請が適当であると認めた時は承認するものとする。

(変更の届出)

第 7 条 前条の規定により承認された者（以下「利用者」という。）は、利用申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその変更事項を研究科長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(利用許可の取消)

第 8 条 研究科長は、次の各号に該当する場合は利用者の利用許可を取り消すことができる。

- (1) 管理上の事由が生じた場合
- (2) 利用申請書に記載された事項が事実と反する場合
- (3) 利用者が施設管理者の指示に従わない場合

(利用料)

第 9 条 施設の利用については有償とし、利用時間、研究協力形態等に応じて利用料を徴収する。利用料については、別に定めるものとする。ただし、研究科長が特に認めた場合は徴収しないこととする。

- (1) 利用者への料金の請求は原則として毎月行う。

(2) 支払期限までに料金が支払われない場合は、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を請求することがある。

(利用料の払い戻し)

第10条 納付された利用料の払い戻しはしない。ただし、利用者の責によらない設備の故障により所期のデータが得られなかった場合、または天災等のやむを得ない事情によりデータが利用不能になった場合は、利用料の一部または全部を払い戻す。

(利用者の責務)

第11条 利用者は下記の事を厳守しなければならない。

(1) 施設管理者の指示に従うこと。

(2) 施設の利用を終了または中止したときは、速やかにその旨を施設管理者に届け出ること。

(異常時の措置)

第12条 利用者は、施設の利用中その設備や機器に異常を認めるときは、直ちにその操作を中止するとともに施設管理者に連絡しなければならない。

2 利用者は、取得データに異常を認めるときは、速やかに施設管理者に連絡するものとする。

3 研究科長は、前項に規定する取得データの異常が設備あるいは機器によるものであると認めるときは、第13条2項に規定する経費を徴収しないものとする。

(事故補償)

第13条 理学系研究科は、利用者の故意または過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行わないものとする。

2 利用者の故意または過失によって、設備等の破損など施設に損害を与えた場合には、利用者およびその所属機関が連帯して弁償し、速やかに原状に復することとする。

(謝辞記載)

第14条 利用者が、論文などによりその成果を公表する場合には、施設を利用した旨の記載をしなければならない。

(知的財産の取り扱い)

第15条 利用者が共同研究における施設の利用に伴い発明等を得た場合には、速やかに理学系研究科に報告し、その取り扱いについて協議するものとする。

(秘密の取り扱い)

第16条 施設の利用に伴い秘密を保持する必要がある場合、または開示する必要がある場合は、その取り扱いについて事前に理学系研究科と協議することとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は理学部1号館クライオ透過型電子顕微鏡施設運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年2月16日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

別紙様式

理学部 1 号館クライオ透過型電子顕微鏡施設 利用申請書

提出日 令和 年 月 日

利用責任者	所属： 職名： 氏名： 印 内線： E-mail： ※学外者の場合以下も記載すること。 住所： 電話番号：
共同利用者	所属： 職名： 氏名： 内線： E-mail：
事務担当者	所属： 職名： 氏名： 内線： E-mail：
利用目的	利用目的：
利用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
利用実績	<input type="checkbox"/> 初回利用 <input type="checkbox"/> 利用実績あり 初回利用の場合、講習を受講し、その受講料を支払います。 ( <input type="checkbox"/> 同意 )
利用料	研究科の定める利用料を支払います。 ( <input type="checkbox"/> 同意 ) ※以下は学内者のみ記載すること。 予算科目： 執行部署： プロジェクトコード：
事故補償	故意または過失による事故に対する補償を求めません。 ( <input type="checkbox"/> 同意 ) 故意または過失による施設の損害を弁償します。 ( <input type="checkbox"/> 同意 )
特記事項	
研究科長承認欄	承認日 令和 年 月 日 本申請書に記載された施設利用を許可します。 印